



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 私的な事ですが、結婚した娘が個人で仕事をしていて夫の扶養に入っていません。今回出産するのですが、知っておいた方が良いことがありますか？

A ご出産おめでとうございます。今の若い方は共働きが多いので出産も育児も大変だと思います。娘さんはお勤めではなく、個人事業主としてお仕事をされているとの事です。会社にお勤めになっている場合、厚生年金保険に加入していますのですでに平成26年4月から産前産後の保険料が免除(会社と本人共)になっています。

個人事業主の場合は国民年金第1号被保険者となります。国民年金では産前産後の保険料免除はありませんでしたが、今年4月から次世代育成支援として国民年金に加入している方が出産される場合、産前産後の間保険料が免除になりその間の保険料を払わなくても良くなります。

※国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住む20歳～60歳の自営業者、農業・漁業者、学生及び無職の方とその配偶者(厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方)

「国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除」(施行日平成31年4月1日)

【出産とは】

- ・妊娠85日(4ヶ月)以上の出産で死産、流産、早産も含む

【対象者】

- ・産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者期間を有する方※出産日が平成31年2月1日以降の方

【免除期間】

- ・出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間の保険料が免除となる
- ・多胎妊娠の場合は6ヶ月間の保険料が免除となる
- ・施行日が平成31年4月1日なので、それ以前の期間は申請できない

【届出期間】

- ・平成31年4月1日以降
- ・出産予定日の6ヶ月前から届出可能

- ・届出が遅れても時効がない(できるだけ速やかに)

【届出必要書類】

- ・出産前：出産予定日がわかる書類
(例：母子健康手帳、医療機関発行の証明書)
- ・出産後：出産日及び親子関係が明らかになる書類
(例：母子健康手帳、戸籍謄本、出生届受理証明書)
- ・死産等：死産の日及び親子関係を明らかにすることができる書類
(例：母子健康手帳、死産証明書、死胎埋火葬許可書)

【届出先】

- ・住所地の市(区)役所などの国民年金担当窓口

<よくある質問>

- Q1 国民年金に加入していなかったのですが、今から入っても保険料免除の対象になりますか？
- A1 免除期間に該当すれば対象になります。
- Q2 産前産後期間の免除は年金額を計算する時にどうなりますか？
- A2 産前産後期間の免除期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- Q3 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？
- A3 保険料は還付されます。
- Q4 平成31年2月に出産しましたが保険料を免除してもらえますか？
- A4 施行日が4月ですから、出産日を基準として出産日が属する月の前月(1月)から4ヶ月間(4月までの間)の保険料が免除となりますので、4月のみ1ヶ月分の免除となります。

厚生年金保険の産前産後保険料免除期間は産前6週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間で約100日。国民年金は月単位で4ヶ月となりほぼ同じ免除期間です。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】
TEL 043-273-5980